

*「街づくりを考える会」は来年3月を以って解散します。

「地区街づくりプラン」が策定され発効しましたので、「街づくりを考える会」は一応役目を終え、来年3月末を目途に解散する予定です。皆様永い間ご支援ご協力をいただき有り難うございました。



つくし野三丁目自治会・街づくりを考える会

* * *

◎ つくし野三丁目地区街づくりプランの「届出ルール」と「自主ルール」(概要)

○届出ルール (町田市が届出を受けて運用するルール)			
建築物等の用途	① 一戸建て住宅、住戸の数が2戸以下の長屋【※4】及び共同住宅【※5】(「戸建て住宅」という) ② 住戸の数が4戸以下の長屋及び共同住宅。但し、上記①を含まない(「集合住宅」という) ③ 事務所、日用品販売店舗、食堂又は喫茶店等の兼用住宅で、柳通りに面する敷地に建築されるもの(来客用の駐車場を設置) ④ 学習塾、華道教室、アトリエ等の兼用住宅 ⑤ 診療所【※6】(住宅と兼用なしを含む。来院者用の駐車場を設置) ⑥ 派出所、公衆電話所等の公益上必要な建築物 ⑦ 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認められたもの ⑧ 上記①から⑦に付属する建築物		
住戸の面積	住宅	—	※4 各住戸の境の壁以外に共有する部分が無く、各住戸に直接出入りできる住宅 ※5 2つ以上の住戸が 階段、廊下、ホール等を共有する住宅 ※6 入院施設の無い医療施設
	集合住宅	50㎡以上	
建築物の敷地面積	住宅	165㎡以上	
	集合住宅	500㎡以上	
壁面の位置	道路境界線、隣地境界線まで1m以上。但し、高さ2.3m以下の物置、自動車車庫除く		
建築物等の高さ	地盤面からの高さは9m以下、軒高は6.5m以下		
○自主ルール (つくし野三丁目が自主的に運用するルール)			
建築物の形態 又は 色彩 その他意匠	プライバシー保護の観点から、屋上並びに外階段の設置は不可とします。景観上の観点から、建築物の外壁や屋根の色彩は周囲の街並みと調和したものとします。集合住宅を建築する場合は、景観上の観点から、戸建住宅の街並みと調和した外観となるよう配慮します。		
かき、又は さくの構造	防犯や防災、景観上の観点から、生垣又は透視可能なものとします。		
擁壁の高さ・ 増積み、盛土	近隣の住環境及び景観上の観点から、擁壁の増積み及び現況の地盤面を変更する盛土は行わないものとします。 新たに宅地造成する際に、地形的な条件から盛土や擁壁工事を行う場合は、近隣の住環境及び景観に十分配慮するものとします。		
建築物付帯 施設の位置	エアコンの室外機等の建築物付帯施設の設置に際しては、近隣の住環境に配慮するものとします。		